中間前金払の手続き（参考）

入札から契約の締結、前金払、中間前金払までの主な事務手続きの流れ

（受注者の手続き）

入　　札

↓

落札者の決定

↓

契約書の作成

↓

契　約　締　結

↓

前　払　金　の　請　求

（請負代金額の 10 分の４以内）

↓

前払金の支払い

↓

認定請求書・工事履行報告書の提出

① 工事１件の請負代金額が 500 万円以上であること。
② 既に前金払が支払い済みであること。
③ 部分払の支払を受けていないこと。
④ 工期の２分の１を経過していること。
⑤ 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
⑥ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。（出来高が 50%以上）

↓

内容の確認

↓

認定調書の交付

↓

中間前払金保証の申込み

↓

中 間 前 払 金 請 求

（中間前払金保証証書の添付）

↓

中間前払金の支払い